



交通安全情報No.19

令和7年8月13日
北警察署
交通第一課

ループ
LUUP 始まりました！

特定小型原動機付自転車を安全に利用しよう！

令和7年7月31日から札幌市内中心部において、特定小型原動機付自転車（電動キックボード）のシェアリング事業が始まりました。利用する際にはルールを守って事故に遭わないように気を付けましょう！！

～特定小型原動機付自転車の主な交通ルール～

○車道の左側端を走行し、信号や標識を守りましょう！

※歩道を通行できるのは、

- ・「**歩道通行可**」の標識がある歩道で
- ・歩道を走行する時に「**最高速度表示灯**」を点滅させていること等の条件が必要になってきます！



歩道
通行可

○交差点を右折する際は二段階右折となります！

○運転する際は乗車用ヘルメットを着用するよう努めましょう！

○飲酒運転は禁止です！酒や車両を提供した人も罰せられます！

○16歳未満の人は運転禁止です！

○交通反則通告制度の対象となります。

交通ルールを必ず守りましょう！

○事故が起きた際は警察に通報して下さい！



＜こんな事故には要注意！！＞

①駐車車両の側方を通過しようとした際に、後方から来た車両と衝突

→右後方の安全を確認しましょう！！

②歩道走行中の歩行者との衝突

→歩道は歩行者が優先です。歩行者の通行を妨害してはいけません！一時停止して歩行者保護を！

③転倒事故に注意

→自転車と異なりタイヤが小さく細いため、段差や道路凸凹に対する安定性が低いです。走行中はもちろんのこと発進時や停車時の転倒事故に気を付けましょう。

